

仮設型直売システム普及事業実施要領

制定 平成21年5月29日 21総合362号

地産地消・産直緊急推進事業実施要綱（平成21年5月29日付け21生産第1533号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）別紙4の規定に基づき、仮設型直売システム普及事業を実施するために必要な事項を、本要領に定める。

第1 定義

本事業において仮設型直売施設（以下「マルシェ」という。）とは、テント又はワゴン等必要に応じて設置及び撤去することが可能な仮設の設備を用いて、主として、国内で生産（採取、製造等を含む。以下同じ。）された農林水産物又はこれを主原料とした加工食品（以下「国産農林水産物等」という。）を、次の各号に掲げる方法で販売するための施設をいう。

- (1) 農林漁業者（農林漁業者で組織される団体を含む。以下同じ。）自身が、自ら生産した国産農林水産物等を自ら（販売員を自ら雇用して販売する場合を含む。）又は委託により販売する方法。
- (2) 小売業者等が、国産農林水産物等を農林漁業者から直接仕入れ、当該農林漁業者の氏名等を明示して販売する方法。

第2 事業の内容等

要綱別紙4の第4の1の事業の内容の詳細は、次の1及び2に掲げるとおりとし、これに係る補助対象経費は、別紙に掲げる経費のほか、本事業の推進のために必要な経費とする。

1 マルシェの設立及び運営

(1) マルシェの設立

ア 運営計画の策定等

事業実施主体は、マルシェによる販売開催予定地におけるマーケティング調査を行い、マルシェを開設するための会場、日程、販売品目等についてとりまとめた運営計画を策定するとともに、これに必要な会場、設備・機材、作業要員等の確保を行うものとする。

また、出店のための手続及び条件を決定し、公表するものとする。

イ 出店者の募集等

事業実施主体は、出店者（マルシェにより販売を行う農林漁業者又は小売業者等をいう。以下同じ。）の募集を行い、出店契約を締結するものとする。

(2) マルシェの運営

ア マルシェの設置及び撤去等

事業実施主体は、(1) のアで策定した運営計画に従いマルシェによる販売を開催するため、販売用機材・設備の設置及び撤去、会場の管理等を行うものとする。

また、これら機材・設備の保管及び運送を行うものとする。

イ 出店者管理

事業実施主体は、各回毎の出店者を取りまとめる等、出店者管理を行うものとする。

ウ 販売促進等

事業実施主体は、マルシェによる販売を促進するため、出店者等及び販売員の研修を行うものとする。

また、必要に応じ、開催の告知及び集客のための催しを行うものとする。

エ 出店料の徴収及び管理

① 事業実施主体は、合理的な金額の範囲内で、出店者から出店料を徴収することができるものとする。

② 事業実施主体は①の出店料の積算根拠を明確にし、徴収した出店料のうち、別紙Ⅰの3から5に相当する金額については、他の経費とは別に管理し、翌年度以降の当該経費に充てるものとする。

(3) 事業の管理

事業実施主体は、専ら本事業に携わる担当者を置き、事業全体の管理及び出店者等からの問い合わせ等に対応するものとする。

2 設立・運営技術の調査及びマルシェの普及

(1) 設立・運営協議会の運営

事業実施主体は、各地域のマルシェの運営について検討をし、また、助言を行うため、販売、流通、マーケティング等の有識者からなる設立・運営協議会を組織し、運営するものとする。

(2) 設立・運営技術の調査

事業実施主体は、1のマルシェの設立・運営状況等の調査を実

施するとともに、(1) の設立・運営協議会による検討を行う等によりマルシェの設立・運営技術の蓄積を行い、その結果を公表するものとする。

(3) マルシェの普及

事業実施主体は、マルシェを普及させるため、ウェブサイトの運営及び全国統一的な広報を行うとともに、必要に応じ、マルシェの普及を目的とした試験的運営を行うものとする。

(4) マルシェの運営支援

事業実施主体は、1 のマルシェの運営に対する助言等を行うとともに、マーケティング、各地域の事業実施主体の研修及び設備・機材等の調達等に係る支援を行うものとする。

また、消費者や生産者等からの問い合わせに対応するサポートセンターを運営するものとする。

(5) 事業の管理

事業実施主体は、専ら本事業に携わる担当者を置き、事業全体の管理を行うものとする。

第3 事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を他の民間団体等に委託することができる。ただし、その範囲は事業費の2分の1を超えてはならない。

第4 事業実施等の手続

要綱別紙4の第5の事業実施計画は、別紙様式第1号により作成するものとする。

第5 報告

要綱別紙4の第6の事業実施状況の報告は、事業実績を報告するものとし、別紙様式第2号により作成し、平成22年5月末までに報告するものとする。

第6 収益納付等

- 1 要綱別紙4の第7の1の収益の報告は、貸借対照表、損益計算書、及びキャッシュ・フロー計算書又はこれに相当する資料を毎事業年度終了月の翌々月の末日までに提出するものとする。
- 2 総合食料局長は、事業実施主体が本事業を中止した場合で、第2の1(2)エ②に該当する金額に残余がある場合は、当該金額に相

当する金額について、当該事業実施主体に対し、納付を命じることができるものとする。

- 3 収益納付等すべき期間は、補助金の交付を受けた事業年度の翌年度から起算して5年間とする。

附則

この要領は、平成21年5月29日から施行する。

別紙

仮設型直売システム普及事業補助対象経費

I マルシェの設立及び運営

事業の内容	主な補助対象経費
1 運営計画の策定	①運営会議開催費 （委員手当、旅費等） ②マーケティング調査員手当 ③資料作成費 （作成員手当、印刷費等。以下同じ）
2 出店者の募集	①出店者募集費 （旅費、説明会開催費等） ②契約書作成費 ③資料作成費
3 会場の設営及び撤去等	①会場借料（商品の一次保管場所を含む） ②設備・機材借料 ③設営・撤去要員手当 ④設備・機材運搬料 ⑤設備・機材保管料 ⑥会場管理者手当
4 出店者管理	①通信料 ②出店管理者手当
5 販売促進等	①出店者及び販売員研修費 ②広報費 ③イベント開催費
6 事業の管理	①事務局員手当 ②事務局費

Ⅱ 設立・運営技術の調査及びマルシェの普及

事業の内容	主な補助対象経費
1 設立・運営協議会の運営	①協議会開催費 （委員手当、旅費等） ②資料作成費
2 設立・運営技術の調査	①調査員手当 ②旅費 ③資料作成費
3 マルシェの普及	①ウェブサイト運営費 ②広報費 ③マルシェ試験運営費 （Ⅰの3及び4の経費）
4 マルシェの運営支援	①調査員手当 ②旅費 ③研修費 ④設備・機材等調達支援費 （交渉費、担当者手当） ⑤サポートセンター運営費
5 事業の管理	①事務局員手当 ②事務局費

別紙様式第 1 号 (第 4 関係)

番 号
年 月 日

農林水産省総合食料局長 殿

事業実施主体
所在地
団体名
代表者 氏 名 印

平成 年度仮設型直売システム普及事業実施計画の (変更) 承認申請

地産地消・産直緊急推進事業実施要綱 (平成 2 1 年 5 月 2 9 日付け 2 1 生産第 1 5 3 3 号農林水産事務次官依命通知) 別紙 4 の第 5 に基づき、関係書類を添えて (変更) 承認申請する。

(注 1) 関係書類として別添 (第 1 ~ 第 4) を添付すること。

(注 2) 変更の場合には、同様式中の「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、事業実施計画の承認通知があった事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては省略する。

(別添)

第1 総括表

事業種類	事業細目	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助金	事業実施主体		
仮設型直売システム普及事業	<p>・ マルシェの設立及び運営 (または ・ 設立・運営技術の調査及びマルシェの普及)</p> <p>以下、仮設型直売システム普及事業実施要領の別紙「仮設型直売システム普及事業補助対象経費」に掲げる事業内容と主な補助対象経費を記入する。</p> <p>(例)</p> <p>1 運営計画の策定 運営会議開催費 委員手当 ・・・ ・・・ 出店者の募集 ・・・</p>	千円	千円	千円	(1) 委託先 (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費	
合 計						

第2 経費の配分及び負担区分

区 分	間接補助事業に要する(又は要した)経費 (A)+(B)+(C)	補助事業に要する(又は要した)経費 (A)+(B)	負 担 区 分			備 考
			国庫補助金 (A)	自己負担金 (B)	間接補助事業者負担額 (C)	
仮設型直売システム普及事業 ・マルシェの設立及び運営 (または . 設立・運営技術の調査及びマルシェの普及) 以下、仮設型直売システム普及事業実施要領の別紙「仮設型直売システム普及事業補助対象経費」に掲げる事業内容と主な補助対象経費を記入する。 (例) 1 運営計画の策定 運営会議開催費 委員手当 ・・・ ・・・ 出店者の募集 ・・・	円	円	円	円	円	
合 計						

(注) 1 . 区分の欄には、補助事業者ごとに必要な事業を記載すること。また、間接補助事業者が実施するものがある場合には、補助事業者が直接実施するもの、間接補助事業者が実施するものとの別を記載すること。

2 . 備考欄には、事業主体ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

第3 収支予算（または収支精算）

1 収入の部

区 分	本年度予算額（又は本年度精算額）	前年度予算額(又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 自己負担金					
3 その他					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額（又は本年度精算額）	前年度予算額(又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 自己負担金					
3 その他					
合 計					

第4 別事業実施計画添付書類

マルシェの設立及び運営

1 事業の目的及び数値目標

(1) 事業の目的（コンセプト）

--

(2) 数値目標

--

2 事業内容（又は実績）

(1) マルシェの開催時期

平成 年 月 日～平成 年 月 日

(2) マルシェの開催日数

延べ 日

(3) 開催場所及び開催日

会場名及び住所	開催日	開催間隔

(4) 出店者及び販売員研修会の開催

実施時期 （回数）	実施場所	対象者	実施内容	備考

(5) その他の添付資料

当年度における事業運営に係る収支見込み

3年後の事業運営に係る収支見込み

第4 個別事業実施計画添付書類

設立・運営技術の調査及びマルシェの普及

1 事業の目的及び数値目標

(1) 事業の目的（コンセプト）

--

(2) 数値目標

--

2 事業内容（又は実績）

(1) 設立・運営協議会の開催

開催時期	回数	検討内容	備考

(2) 設立・運営技術の調査及び公表の方法

--

(3) マルシェの普及方法

--

(4) マルシェの運営支援内容

ア 各地マルシェ事業実施主体の研修会の開催

実施時期 （回数）	実施場所	対象者	実施内容	備考

イ サポートセンター運営計画

--

(5) その他の添付資料

3年後の事業運営計画

別紙様式第2号(第5関係)

番 号
年 月 日

平成 年度仮設型直売システム普及事業実績報告書

農林水産省総合食料局長 殿

事業実施主体
所在地
団体名
代表者 氏 名 印

仮設型直売システム普及事業完了報告書について、地産地消・産直緊急推進事業実施要綱(平成21年5月29日付け生産第1533号生産局長通知)別紙4の第6の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

(注)1. 関係書類として、事業実施計画書の様式に基づき作成した事業実績報告書を添付すること。

ただし、事業実施計画の内容に変更がない場合は、添付を省略することができる。

2. 地産地消・産直緊急推進事業補助金交付要綱(平成21年5月29日付け21生産第1534号農林水産事務次官依命通知)第8で定める実績報告書の提出をもって代えることができる。